

議案提出書第1号

集団的世帯権の行使を容認しないよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成26年8月19日提出

南相馬市議会議員 平田 武雄

提出者	南相馬市議会議員	小川尚一
賛成者	南相馬市議会議員	山田雅一
"	"	田中一正
"	"	水井清光
"	"	波部寛一

集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書（案）

政府は「安保法制懇」の報告書を受けて、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を目指している。

集団的自衛権についての政府の見解は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」としてきた。歴代の政権の憲法解釈は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないということであった。

政府がこの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認することになれば、自衛隊を海外の戦闘地域に派遣することも可能になる。すでに政府は6月8日、自衛隊を戦闘地域に派遣できるとする提議を政府与党の閣議会において行っている。これは、これまでの政府による憲法解釈を大きく転換するものである。

また、「武力行使を目的とした戦争に参加しない」と国会で言明しているものの、「武力を行使しない」とは言明していないことも、憲法の枠をはみ出ている。

一たび戦闘地域に派遣すれば、外国からの攻撃の対象になり、多数の戦争犠牲者が出ることは、過去のイラク戦争やアフガン戦争で集団的自衛権を行使して参戦したヨーロッパ各国を見ても明らかである。

我が国では戦後69年間、日本国憲法によって戦争犠牲者を出すことはなかった。しかし、集団的自衛権の行使が容認されれば、日本が外国の戦争に参加し、その結果、国民が再び戦争によって大変な被害をこうむることになる。

このような事態は、憲法と地方自治法に基づき住民の安全を守る立場にある自治体として看過できるものではない。

本市は、大震災と大津波及び原子力災害により甚大な被害を受けているが、自衛隊の災害派遣・支援によって大いに助けられたところである。特に福島第一原発から30キロメートル圏内、20キロメートル圏内にいち早く捜索に入るなど、国民と国土を守るために身を挺したこと、心から敬意と感謝を表している。その自衛隊員が海外に出て行って武力を行使することは到底容認できない。

よって政府は、集団的自衛権の行使を容認しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。